

- ・新型コロナウイルスワクチン関連情報……………3面
- ・道路の愛称名が決まりました……………4面
- ・ペットの飼い主の皆さんへ……………6面
- ・ガイドマップ東久留米を改訂しました……………8面



# 富田市長所信表明

## 東久留米市の次の50年に向けた新しいまちづくり

3月1日～28日の会期で行われている4年第1回市議会定例会の初日、富田市長は市政運営の基本的考え方および当面の課題に対する所信を明らかにしました。今号では、その概要をお知らせします。なお、所信表明の全文は、市庁からご覧いただけます。

企画調整課 ☎042・470・7702



**はじめに** 令和3年12月26日に執行された市長選挙において、多くの市民の皆さまからご負託をいただき、市長に就任させていただきました。

市政運営にあたり、わが市を取り巻く厳しい情勢や多くの困難を乗り越えてこそ、市民の皆さまに住み続けていただけるまちになるものと考えます。その実現に向けて、市民の皆さまの知恵と創意をお借りしつつ課題に立ち向かい、これまで以上に「やれる、できる」市役所としてまいります。

「やれる、できる」のエネルギーとともに東久留米市の新しい時代を切り拓いてまいります。



第1回市議会定例会初日で所信表明演説をする富田市長

### 市政運営の考え方

私の思い描くこのまちの理想像は、「あんしんして暮らせるまち」です。ここで東久留米市のこれからの50年間への基礎づくりを行うべく、そして「あんしんして暮らせるまち」の実現のため、先の市長選挙において、大きく10の分野における具体的な政策を提案いたしました。その中から、3点の重点的取組を挙げます。

#### ◎公共施設マネジメントの推進

老朽化した公共施設の維持更新に必要となる費用捻出の厳しさに加え、人口規模・人口構造の変化が見込まれる中、既存施設の複合化や集約化等も図りつつ、新たな付加価値を加えた公共施設の再編成をめざし、市民の皆さまの意見に耳を傾けながら未来志向の公共施設マネジメントを進めます。

#### ◎デジタル化の推進

デジタル技術を活用し、市民の皆さまの利便性を向上させるとともに、市自らの業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげるべく、行政のデジタル化に取り組み、併せて、デジタルデバイド対策も講じながら、人にやさしいデジタル化を推進します。

#### ◎子どもたちへの投資

子育て支援はもちろん、子どもたち自身への支援は重要です。ボール遊びができる公園を増やしたい、運動ができる環境を整えたい、悩みや苦しみを抱える子どもたちへ支援の手を差し伸べたい。次代を担う子どもたちへの支援は大変重要であり、このまちの明るい未来への投資でもあります。

### 未来を創るための八つの策

#### ◎新型コロナウイルス対策に全力

新たな変異株によるリスクへの対応を喫緊かつ最優先の課題として、機動的に取り組みます。円滑にワクチンの追加接種をしていただけるよう引き続き体制を整えるとともに、感染拡大防止に向けても、必要な対策に取り組みます。罹患者等へは、東久留米市医師会等とも連携しながら、適切な支援に努めます。

#### ◎公共施設の総点検

令和4年度は消防団第五分団詰所を除く学校教育系施設以外の公共施設改修工事を一旦休止し、未来志向による公共施設適正配置の検討のあり方について議論を開始するとともに、令和4年度中に、国の指針に沿って公共施設等総合管理計画の見直しに取り組みます。また、北部・北西部地域の公共施設機能のあり方検討については、適正配置の検討状況を勘案した上で、今後の方向性を判断します。

#### ◎人にやさしいデジタル化の推進

行財政改革部門と情報システム部門を統合し、戦略的な経営を図るためのDX(デジタル・トランスフォーメーション)を全庁横断的に推進する統括組織を創設します。単なるデジタル化に留まらず、業務全般にわたり改革・改善を行うよう、速やかな対応を図ります。また、行政評価制度における改革・改善への取り組みも、自治体DX推進の中で実現させることとして、制度のあり方を整理します。



#### ◎共に創るにぎわいあふれるまち

地域経済の活性化は、地域の賑わいや発展に寄与するとともに、財政面における潤いをもたらします。まちの強みや特色を生かし、にぎわいあふれるまちへのアプローチを更に進めます。「道の駅」が有する「たまり」空間、地域の情報発信、地域連携の3つの機能に加えて、特産品の販売や食文化の提供ができる地域活性化の拠点づくりの実現の可能性を探ります。

#### ◎安心して快適にすごせるまち

消防団や自主防災組織への支援、女性の視点からの避難所運営体制の充実、避難行動要支援者の支援体制づくりに取り組みます。また、冠水対策や本庁舎での非常用電源確保等の防災・減災対策に努め、災害に強いまちづくりを目指します。東久留米駅西口昇降施設については、現行法適合に係る実施設計を行っており、施設の安全性の確保・利便性の向上に向けた方策を検討します。ボール遊びができる公園を一つでも増やせるよう各公園の役割を整理し、子どもたちや地域の方々に親しんでいただける公園の充実に努めます。

#### ◎いきいきと健康に暮らせるまち

健康づくりに向けた取り組みを推進するとともに、医療・介護・福祉の更なる連携強化を図り、安心して日々の生活を営めるようなまちづくりを進めます。死亡や相続に関する手続きの簡素化に向け、デジタル化によるお悔やみ窓口の創設を検討します。障害がある方々が自立した生活を営み、安心し

て暮らせるよう、就労支援の充実と市内雇用の開拓に取り組むとともに、地域活動へ積極的に参加できるよう支援に努めます。

#### ◎子どもが豊かに成長できるまち

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に向けて、子育て世代包括支援センターの仕組みを通じた支援体制の充実に努めます。水泳指導については、学校ごとに所属する教員が行ってききましたが、専門インストラクターによるプール指導導入の可能性を探ります。学校での子どもたちの健やかな発達を支援するため、スクールカウンセラー等の体制の充実に努めます。ICT教育の推進として、タブレット端末の活用を効果的に実践するとともに、家庭学習への活用も図ります。中学校給食については、温かい給食を提供できるよう、民間事業者と連携しながら取り組みます。

#### ◎自然と共生する環境にやさしいまち

豊かな自然環境を未来に継承していくとともに、地球温暖化の抑制や脱炭素社会の実現に貢献できる実践的な省エネルギー・再生可能エネルギーの推進のほか、防災・減災の視点などからも地域課題の解決に向け分野横断的に対策を検討するべく、国や東京都の動向等を注視しつつ対応を図ります。

(2面に続く)

## 本市における行政課題への取り組み

### ◎地域産業推進協議会

市内産業の活性化に加え、新たに創業を志す方の支援や企業誘導のほか、観光振興に向けた情報発信にも取り組んでいただいています。令和4年度実施予定の駅前マルシェなどはまちの魅力と価値を高め、好循環の創出に繋がるものです。今後も本協議会を中心に、活気あるまちを目指します。

### ◎都市農業政策の充実

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給や、教育、防災機能などの役割を果たす一方で、都市化の進行や農業者の高齢化などの課題もあります。生産緑地の貸借促進など農業者支援に向けた取り組みを進め、魅力ある農業経営の環境づくりに努めます。

### ◎フィルムコミッション

下里小学校跡地の利活用の方向性が定まるまでの間、暫定的にロケ地として活用することで、収益の確保と地域の知名度の向上に繋がる取り組みを進めます。

### ◎上の原地区のまちづくりの推進

旧国家公務員合同宿舎の建物が残るエリアについては、国との意見交換を継続する中で、土地利用構想整備計画に描いた土地利用の実現に向けて取り組みます。

### ◎都市基盤の整備

東村山都市計画道路3・4・13号線および3・4・21号線のうち、第1工区(幸町区間)および第2工区(小山・本町区間)は、着実に事業を進めています。第3工区(小山区間)も、令和6年度の事業認可取得に向け、取り組みを進めます。

### ◎自転車等駐車場整備事業

東久留米駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向けて、本年1月から、駅周辺6施設の管理運営を開始しました。令和4年度は、駅西口第1自転車駐車場の施設整備工事に着手し、整備期間中は臨時自転車駐車場の運営を開始します。



### ◎南沢通り(市道207号線)の拡幅整備

歩行者等の安全性確保のため、拡幅整備に向けた用地取得の取り組みを進めており、引き続き、着実に事業を推進します。

### ◎健康寿命の延伸

市民一人ひとりに健康維持に向けた自覚を促すとともに、自ら取り組める健康づくりへの支援や生活習慣病予防など、健康を保持増進するための取り組みを進めます。

### ◎国民健康保険の健全運営

健全化に向けた事業費の抑制などを計画的かつ効率的に進めてきています。今後も東京都と一体となり安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保に努めます。

### ◎妊娠から切れ目のない子育て支援や相談体制の充実

子育て世代包括支援センターの仕組みを通じて、出産から就学前までの子育て期における支援を実施しています。また、多胎児家庭の交流会事業等を実施し、多胎児家庭への支援の充実を図ります。

### ◎保育園の施設整備・運営および提供体制

これまで保育園の定員拡大を図ってきたことで、「子ども・子育て支援事業計画」に定めた見込みを上回る提供体制が確保できる見通しとなっています。公設公営保育園については、あらためて民間活力導入の考え方などを整理し、令和4年度中にお示しします。

### ◎民間活力を活用した学童保育所の運営体制

令和4年4月より新たに3校区5学童保育所で民間活力を導入し、延長育成も含めた運営を開始します。これまでの取り組みなどを踏まえて、令和4年度中に市立学童保育所の運営方針を改訂します。また、直営の学童保育所においても延長育成を開始します。

### ◎教育大綱の改定

平成27年度に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定しましたが、総合教育会議において教育委員会と協議した上で、教育大綱の改定を行います。

### ◎緑地の保全・都立六仙公園

落合川や南沢湧水群など水と緑が多い南沢地域にある向山緑地公園の拡幅に向け、令和4年度に用地取得を行います。東京都が整備を進めている都立六仙公園については、市の意向を伝えつつその取り組みが推進されるよう調整を図ります。

### ◎地球温暖化対策実行計画の策定

2050年カーボンニュートラルに向けた国や東京都の動向を踏まえ、全庁一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、「第四次地球温暖化対策実行計画」を策定します。



### ◎財政健全経営計画

限られた資源を効果的・効率的に活用するために、実行プランに沿った改革・改善に取り組み、将来に渡り持続可能な市政運営を進めます。

### ◎組織機構等の見直し

本年4月より組織体制を整備し、人にやさしいデジタル化の実現を目指すとともに、未来志向による公共施設の適正配置に向けた検討のあり方について庁内調整を進めます。なお、全庁的な組織機構等の見直しについては、国の動向も注視しながら、調査・検討を進めます。

### ◎個人情報保護条例の改正

自治体ごとに制定、運用してきた「個人情報保護条例」が、全国共通の「個人情報の保護に関する法律」の運用に移行されることに伴い、東久留米市個人情報保護条例等の整備等に取り組みます。

### ◎人材育成・働き方改革

働き方改革に向けたテレワーク実施や民間ノウハウも活用した職員研修の充実について検討を進め、職員が働きやすい職場づくりを推進します。

### ◎市史編さん

新型コロナウイルス感染症対策やデジタル社会への転換対応などに優先的に取り組むため、令和4年度からの事業実施を見送ることとしましたが、歴史的公文書については、引き続き整理します。

## 令和4年度当初予算

### ◎予算編成と概要

令和4年度一般会計予算は、450億3,600万円で、前年度比2億1,600万円、0.5%の増となりました。一般会計と国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計を合わせた総額は、710億5,640万円で、前年度比10億109万8千円、1.4%の増となっています。

### ◎共に創るにぎわいあふれるまち

閉園した柳窪農園に代わる市民農園の開設に向けて準備を進めます。また、農業経営改善計画認定農業者等に対し、農機具・機械購入費用の一部を補助します。

### ◎安心して快適にすごせるまち

特殊詐欺防止のための啓発活動の推進や対策強化を図ります。また、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、災害対策用備蓄品等を購入します。

### ◎いきいきと健康に暮らせるまち

令和5年度末までに認知症高齢者グループホームと併設の看護小規模多機能型居宅介護を開設する地域密着型サービス事業者に対して、経費の一部を補助します。また、子宮頸がんワクチン接種対象者またはその保護者に対して、ワクチン接種の勧奨を開始し、医療機関と連携して実施します。

### ◎子どもが豊かに成長できるまち

学校施設の環境整備については、第二小学校西校舎棟他中規模改造他工事、第三小学校西校舎棟他大規模改造工事、第三小学校体育館中規模改造他工事、第五小学校普通教室整備工事、南中学校校舎棟トイレ改修工事を令和4年度への繰越事業として実施するほか、令和4年度予算において東中学校西校舎棟屋上防水工事を実施します。今後の改修に向けた準備では、第五小学校普通教室整備工事、第九小学校東校舎棟中規模改造工事に係る実施設計を行います。

学習用コンピュータのフィルタリングソフトの導入など、家庭におけるタブレット学習環境を整えます。

### ◎自然と共生する環境にやさしいまち

民有地をお借りして開放する「柳窪けやき森の広場」は、保全対象地であることから、みどりの基金を活用して購入し公有地化を図ります。

### ◎基本構想実現のために

マイナンバーカードによる申請が受けられる環境の構築や行政手続きのオンライン化の促進を図るとともに、市民課窓口における待ち時間短縮のため、申請書等の記入をせずに手続きが行えるシステムを導入します。

本庁舎への非常用電源等の整備については、太陽光発電に加え、蓄電池、電気自動車を二次電源として活用した機能の導入を進めており、令和4年度より工事に着手します。

**終わりに** 市政を取り巻く課題が山積する中でも、私が心がけたいのは、「至誠通天」の精神です。一つ一つの課題に誠実に取り組み努力をすれば、必ず願いは叶います。市民・議会・行政が力を合わせて、新しい時代への扉を開くことができれば、必ずや夜明けはやってきます。東久留米市の未来に向けて、私は市長としてその先頭に立ち、課題に誠実に取り組み、道を切り拓いていく決意です。市民の皆さま、議員の皆さまにも、東久留米市の光り輝く未来に向かって、一緒に進んでいただきたい、そのことを切にお願いしまして、私の所信の一端の表明とさせていただきます。

# 新型コロナウイルスワクチン関連情報

## ◆3回目接種券の発送

2回目の接種を3年9月16日～30日に行った方への接種券は3月25日(金)に発送予定です。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

岡市新型コロナワクチンコールセンター  
(市コールセンター) ☎042・420・7177  
※詳細は市HPをご覧ください。



## ◆接種時の持ち物

ワクチン接種時に「本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)」を忘れる方が多くなっています。接種当日は、市でお送りした予防接種済証と予診票の他に、「本人確認書類」もお持ちください。

接種当日の持ち物を再確認しましょう

- 「接種券が印字された予診票」
- 「予防接種済証」
- 「本人確認書類」

※また、小児(5歳～11歳)の接種では可能な限り母子健康手帳もあわせてお持ちください。母子健康手帳の持参が「必須」となるかは、各医療機関に直接ご確認ください。

## ◆その他のワクチンとの接種間隔について

新型コロナワクチンは、原則としてその他のワクチンと同時に接種することができません。ただし、新型コロナワクチンとその他のワクチンは互いに片方のワクチン接種を受けてから2週間後には接種できます。

## ◆小児接種(5歳～11歳)の注意点

- ・5歳～11歳用のワクチンは、12歳以上で使用するワクチンとは別製剤です。また、11歳以下と12歳以上では、接種するワクチンの量が異なります。
- ・1回目の接種後、2回目の接種前に12歳の誕生日が来た場合は、1回目の接種時の年齢に基づき、2回目も5歳～11歳用のワクチンを接種することになります。
- ・5歳～11歳用として送付した接種券と予診票は12歳以上のワクチン接種でも使用できます。

5歳～11歳と12歳以上のワクチン接種の違い(1・2回目接種)

項目	年齢	5歳～11歳	12歳以上
送付物		接種券(予防接種済証)、予診票 ※12歳になっても同じものが使えます。	
接種場所		市内6医療機関	市内23医療機関 (15歳までは13医療機関)
使用するワクチン		ファイザー社製ワクチン (小児用)	ファイザー社製ワクチン、 モデルナ社製ワクチン
接種回数		2回	
接種間隔		ファイザー社製ワクチンは3週間、 モデルナ社製ワクチンは4週間	

### 新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
☎0120・761770(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)
- (厚生労働省)新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口  
FAX: 03・3581・6251 ㊚: corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応(接種の予約や会場など)について

- 東久留米市新型コロナワクチンコールセンター  
☎042・420・7177(かけ間違いのないようご注意ください)  
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)  
FAX: 042・477・0033(聴覚に障害のある方などの相談)

### 新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談  
※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780  
(24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111  
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な内容(予防など)の相談

- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)  
☎0120・565653  
(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)
- 東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口  
(新型コロナ・オミクロン株コールセンター) ☎0570・550571  
(午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)

引き続き、感染対策を意識し、「3密(密閉・密集・密接)になりやすい場所を回避、もしくは出かけない」「手洗い・咳エチケット・マスク着用」などの、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限および市主催イベントなどを中止・延期している場合があります。最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市HPをご覧ください。



## 4月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先	
耐震相談 ※電話相談のみ	8日(金)	午後2時～4時	東久留米建築設計協会会員		市役所2階相談室	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎042・476・1515	
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時 (滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員			中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日					滝山相談室 (西部地域センター内)	滝山相談室 ☎042・475・8909
	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員			市役所2階児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736
身体障害者相談	4月は実施しません		身体障害者相談員				前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181
知的障害者相談			知的障害者相談員				
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員			さいわい福祉センター	同センター ☎042・477・2711
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員			市役所2階ワークコーナー	直接会場
住宅増改築相談	14日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会			市役所1階屋内ひろば	
消費者相談	平日		消費生活相談員			市役所2階生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505
行政相談	4月は実施しません						生活文化課 ☎042・470・7738
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員			市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741
法律相談(各日8人)	6日(水) 13日(水) 20日(水) 27日(水)	午前10時から	弁護士	3月24日(木) 4月14日(木)	市役所2階相談室		
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	6日(水)	午後1時から	司法書士	3月22日(火)			
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	6日(水)	午前10時から	土地家屋調査士				
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	13日(水)	午後1時から	行政書士	4月7日(木)			
税務相談(5人)			税理士	4月12日(火)			
人権・身の上相談(4人)	20日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	4月14日(木)			
不動産取引相談(5人)	7日(木)	午後1時から	宅地建物取引士	3月24日(木)			
交通事故相談(5人)			弁護士				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	27日(水)	午前10時から	社会保険労務士	4月21日(木)			
女性の悩みごと相談(4人)	4日(月)	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	3月16日(水)		各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061	
	11日(月)						
	18日(月)						
	25日(月)			4月6日(水)			
女性弁護士による法律相談(4人)	1日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	3月18日(金)			
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可	市商工会	市商工会 ☎042・471・7577	

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどを中止・変更する場合があります。最新の情報は、市HPまたは直接、イベントなどのお問い合わせ先にご確認ください。



**3月25日(金)納期限**  
 納期内納付にご協力ください  
 納税課 ☎042・470・7729  
 国民健康保険税 第9期  
 介護保険料 第9期

**土地・家屋の価格等  
縦覧帳簿の縦覧期間**

4月1日(金)～5月31日(火)の午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) 課税課(市役所2階)  
 内 固定資産(土地・家屋の) 評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。縦覧とは、この登録された価格について、固定資産税(土地・家屋)の納税者が他の土地および家屋と比較することで、その価格が適正であるかを確認できる制度です。納税者は、固定資産(土地・家屋)の価格が記載された価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

**固定資産税・都市計画法課税明細書・納税通知書の発送**  
 4年度の固定資産税・都市計画法の課税明細書・納税通知書を5月上旬に発送しますので、内容をご確認ください。  
 課税課(土地資産課税係・家屋資産課税係) ☎042・470・7777 (内線) 2338・2339・2341～2344

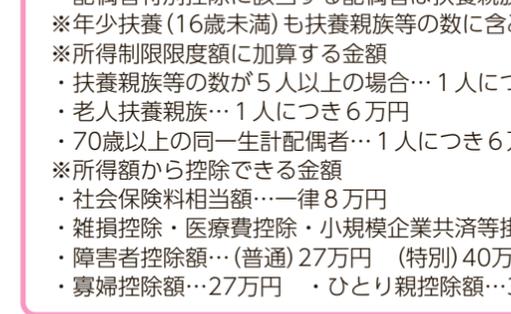
**後期高齢者医療制度 医療費の自己負担額変更**  
 一定以上の所得のある方(75歳以上の方)の医療費の自己負担額が変わります。4年10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合について、1割負担の方のうち、一定以上所得のある方は、自己負担割合が「2割」になります。なお、配慮措置により3年間、外来医療の負担増加額が1カ月当たり最大3000円までとなります。

**後期高齢者医療制度 保険料の仮徴収**  
 4月・6月・8月は保険料の仮徴収期間です。後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き(特別徴収)で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。年間保険料額が決定した後は、すでに「仮徴収期間」で納めた分との差額を10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

**愛のひと声運動 春の強調期間**  
 「愛のひと声運動」とは、良いことをしている青少年には励ましの言葉を、良くないことや危ないことをしている青少年には注意のひと声をかけるものです。これにより正しい日常生活のルールを啓発し、自己と他人を尊ぶ心を高め、青少年を非行と事故から守ることを目的としています。各中学校地区青少年健全育成協議会をはじめ、関係26団体で実施委員会を組織し、市民ぐるみの運動を行っています。

**夕焼けチャイムの時間が変わります**  
 4月1日(金)から、夕焼けチャイムの放送時間が午後4時20分から5時20分になります。 防災防犯課 ☎042・470・7769

**道路の愛称名が決まりました**  
 広報紙(1月7日号)などでお知らせし、1月7日～28日の期間で愛称名を募集していた新設道路5路線について、たくさんのご応募をいただき、誠にありがとうございました。ご応募いただいた愛称名を市道路愛称名検討委員会で審査し、下の案内図の通りそれぞれ決定いたしました。これらの路線が市民の皆さんや利用者の方々に親しまれる道路となることを期待しております。 管理課管財担当 ☎042・470・7766



凡例 日日時 場場所 内容 対象 定員 講師 費用 持ち物 注意 その他 申し込み 問い合わせ ホームページ 電子メール

**土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧期間**  
 4月1日(金)～5月31日(火)の午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) 課税課(市役所2階)  
 内 固定資産(土地・家屋の) 評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。縦覧とは、この登録された価格について、固定資産税(土地・家屋)の納税者が他の土地および家屋と比較することで、その価格が適正であるかを確認できる制度です。納税者は、固定資産(土地・家屋)の価格が記載された価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

**固定資産税・都市計画法課税明細書・納税通知書の発送**  
 4年度の固定資産税・都市計画法の課税明細書・納税通知書を5月上旬に発送しますので、内容をご確認ください。  
 課税課(土地資産課税係・家屋資産課税係) ☎042・470・7777 (内線) 2338・2339・2341～2344

**後期高齢者医療制度 医療費の自己負担額変更**  
 一定以上の所得のある方(75歳以上の方)の医療費の自己負担額が変わります。4年10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合について、1割負担の方のうち、一定以上所得のある方は、自己負担割合が「2割」になります。なお、配慮措置により3年間、外来医療の負担増加額が1カ月当たり最大3000円までとなります。

**後期高齢者医療制度 保険料の仮徴収**  
 4月・6月・8月は保険料の仮徴収期間です。後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き(特別徴収)で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。年間保険料額が決定した後は、すでに「仮徴収期間」で納めた分との差額を10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

**愛のひと声運動 春の強調期間**  
 「愛のひと声運動」とは、良いことをしている青少年には励ましの言葉を、良くないことや危ないことをしている青少年には注意のひと声をかけるものです。これにより正しい日常生活のルールを啓発し、自己と他人を尊ぶ心を高め、青少年を非行と事故から守ることを目的としています。各中学校地区青少年健全育成協議会をはじめ、関係26団体で実施委員会を組織し、市民ぐるみの運動を行っています。

**夕焼けチャイムの時間が変わります**  
 4月1日(金)から、夕焼けチャイムの放送時間が午後4時20分から5時20分になります。 防災防犯課 ☎042・470・7769

**道路の愛称名が決まりました**  
 広報紙(1月7日号)などでお知らせし、1月7日～28日の期間で愛称名を募集していた新設道路5路線について、たくさんのご応募をいただき、誠にありがとうございました。ご応募いただいた愛称名を市道路愛称名検討委員会で審査し、下の案内図の通りそれぞれ決定いたしました。これらの路線が市民の皆さんや利用者の方々に親しまれる道路となることを期待しております。 管理課管財担当 ☎042・470・7766



凡例 日日時 場場所 内容 対象 定員 講師 費用 持ち物 注意 その他 申し込み 問い合わせ ホームページ 電子メール



ごみの収集日

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。

平日のごみ収集日

Table with columns for Region (東地区, 西地区), Day (曜日), and Waste Type (燃やせるごみ・びん, etc.)

3月21日月・祝春分の日のごみ収集

平日と同様に収集します。ごみの収集日などの確認は市ホームページで



ごみ対策課 ☎042・473・2117 (粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118 またはインターネットで)

家畜所有者は都への報告が必要です

特定家畜伝染病の発生予

防対策や防疫措置の実施のため、家畜の所有者は毎年2月1日時点の飼養頭数をおよび飼養衛生管理状況などを都家畜保健衛生所に報告する必要があります。



ミツバチの飼育は都への届出が必要です

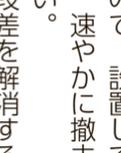
ミツバチの飼育をする場合は、養蜂振興法の定めるところにより、飼育の届出をする必要があります。



道路上への段差解消ブロックなどの設置は禁止されています

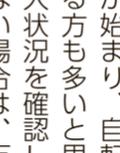
自宅や駐車場と道路の段

差を解消するため、段差解消ブロックや鉄板などを設置することは道路法で禁止されています。



自転車保険などへの加入が義務化されています

都内では2年4月1日から、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正の施行により、自転車保険(自転車損害賠償保険等)への加入が義務化されています。



道路上の段差解消ブロックなどの設置は禁止されています

自宅や駐車場と道路の段

消防少年団員募集

東久留米消防少年団は、消防の仕事や火災予防に関心のある61人の小学生〜高校生で構成され、楽しく元気に活動しています。

主な活動内容 ▶ 消火器の使用方やロープワーク、応急救護などの訓練 ▶ 防火防災のパトロール、市の水防訓練や消防団出初式など、地域と消防署の行事への参加 ▶ 高齢者施設の訪問、草刈りなどの社会奉仕活動

東京消防庁公式アプリ

消防や救急の情報を入力できます。



防犯灯維持管理費の補助金

市では、補助対象となる防犯灯や装飾灯を管理している自治会、管理組合および商店会に対し、3年度下半期(3年10月1日〜4年3月31日)にかかった費用(電気料金・器具取替経費)の補助金を交付します。

申請 4月20日(水)までに、必要書類と併せて管理課道路・推進部交通安全全課 ☎03・5388・3127

お知らせ

東久留米市中小事業者経営持続支援金

新型コロナウイルス感染症流行の長期化による飲食店の休業や時短営業および外出自粛などの影響を受けて、売上高が減少している市内事業者の負担を軽減し、事業の継続や経営の安定化を図ることを目的に、都の月次支援給付金の受給者を対象として経営持続支援金を交付します。

シルバー人材センター

4月20日(水)午後1時からシルバー人材センター(下里4-1-44) 下里入会説明会

ファミリーサポートセンター事業説明会

有償の子育て助け合い事業です。保護者のリフレッシュや外出時の預かり、保育園や学童の送迎などを地域の協力者が手伝います。

河川施設担当(市役所5階)へ申請を 同担当 ☎042・470・7767



職場のパワハラ防止措置がすべての企業に義務化されます

4月1日から中小企業にもパワハラ防止措置が義務化されます。

催し

さんぽ&自然観察～南沢の春を楽しむ～(さんぽ&自然観察の会) = 日 4月15日(金)。申し込み受付は3月20日(日)から開始

市民伝言板

◆東久留米ターゲット・バードゴルフ協会 = 日 毎週月曜・水曜・木曜と隔週土曜日午前9時～正午

※事前予約制。利用者、協力者合同。協力者は登録後、講習会へ参加を。 日 4月13日(水)午前10時～10時半

東京都都市計画審議会の傍聴者募集 日 5月17日(火)午後1時半から

催し

◆ジョン・チャヌ愛のコンサート(ヴァイオリン) (東久留米愛のコンサート実行委員会) = 日 4月2日(土)午後1時半開場、2時開演

市民伝言板

◆滝山健康麻雀の会 = 日 毎週月曜日 午後1時～4時半

個人プライバシーに関する案件などがある場合は、会議が一部非公開となることがあります

東京都都市計画課 課長 野田 5388・3225

催し

◆ソフトボール(東久留米ファイターズ) = 日 毎週火曜日午後3時～6時

市民伝言板

◆滝山青葉会ポウリング同好会 = 日 偶数月第1金曜日午後1時半～2時半

# ペットの飼い主の皆さんへ ～飼育マナーとルールの確認を～

ペットは私たちの生活に癒しや安らぎを与えてくれる大切な存在です。  
しかし、一部の飼い主の無責任な行動などから、市には、犬や猫の飼育マナーなどについて寄せられる相談が後を絶ちません。相談の多くは、飼い主のマナー次第で解決するものです。いま一度飼育マナーとルールの確認をお願いします。  
☎環境政策課 ☎042・470・7753



市HP



## 🐾 正しく愛情を持って終生飼育を

ペットは、共に暮らし心を通い合わせられる命ある存在です。動物への虐待、ペットの遺棄は法律で罰せられます(最高5年以下の懲役または500万円以下の罰金)。また、誤った飼い方は近隣の方とのトラブルの原因にもなります。飼い主は責任と愛情を持って終生飼育しましょう。



### 🐾 鳴き声に注意を

犬の鳴き声について、飼い主は気にならなくても、不快に感じる方がいます。犬が鳴くときは必ず原因があります。原因を取り除く工夫をし、近隣の迷惑にならないようにしましょう。

### 🐾 散歩時のルール

犬の散歩時には必ずリード(引き綱)でつなぎ、ペットの動きを制御できるように短く持ちましょう(都条例)。小型犬でも恐怖を感じる人がいます。リードにつながず迷子になった犬は警察署や動物愛護相談センターに保護され、飼い主が見つからないと動物愛護相談センターに収容されます。

早朝や深夜の散歩時に大声で話をしたり、道路いっぱいに広がって散歩をすると、周囲に迷惑がかかります。交通ルールなどを守って、ペットも飼い主も安全に散歩をしましょう。また、ペットのおしっこはすぐに水で流し、ふんは持ち帰りましょう。

市では「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」で、飼い犬などのふんの放置を市内全域で禁止しています。自宅内でもトイレが出来るようにすることで、雨の日など散歩に行けない時に排泄を我慢することがなくなります。



## 🐾 身元の表示

迷子になったペットが飼い主のもとに戻れないケースは少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他のペットには名札などを着けましょう。マイクロチップの装着も効果的です。

## 🐾 災害に備える

災害が発生した場合、家が壊れたりして避難が必要なときは、事情の許す限り動物を連れて避難(同行避難)してください。普段から「人や他の動物を怖がらない」「嫌がらずにケージに入る」「トイレは決められた場所でする」などのしつけをしておきましょう。動物のための防災用品(10日以上の

食事と水など)も用意しておきましょう。

また、あらかじめ、防災マップなどで避難場所などを確認しておきましょう。市ではペットの防災についてパンフレットを作成しています。市政情報コーナー(市役所1階)などで配布している他、市HPからもご覧いただけます。



### 🐾 猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいといえます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。専用トイレ、つめときなども用意しましょう。また、猫は年2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。望まない猫の繁殖を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすることで、性格が穏やかになり、生殖器などの病気になる心配も少なくなります。

### 🐾 飼い主のいない猫

飼い主のいない猫に、不妊・去勢手術をせずにエサだけ与えていると、猫はどんどん増えてしまいます。エサを与えている方は、次のことを心がけ、愛情と責任をもって猫に接しましょう。

- ①今以上に猫が増えすぎないように不妊・去勢手術をしましょう。
- ②置きエサをせず、食べ残しは片付け、いつも清潔にしましょう。
- ③ふんがあればすぐに始末しましょう。
- ④近所の人たちとコミュニケーションをとり、地域から理解が得られる努力をしましょう。



## 4 年度狂犬病予防注射のご案内



生後91日以上の子犬は、飼った日から30日以内に登録を行い、年1回の狂犬病予防注射を受ける必要があります。登録している方には3月末に「狂犬病予防注射済票交付申請書(黄色の用紙)」と通知を個別に発送します。

☎健康課予防係 ☎042・477・0030

### 📅 4 年度狂犬病予防注射期間

4年4月1日(金)～6月30日(木)

※期間内の接種が困難な場合は、なるべく早めの接種をお願いします。

### 📄 手続き方法

#### 👉 手順1 動物病院で予防注射の接種を受ける

動物病院へ電話などで問い合わせの上、狂犬病予防接種を受けてください。注射料金は、各動物病院にご確認ください。

#### 👉 手順2 健康課(滝山4-3-14)で予防注射済票の交付を受ける

手続きには、①狂犬病予防注射済証(動物病院発行)②狂犬病予防注射済票交付申請書(黄色い用紙)③交付手数料550円を持参してください。

📌 獣医師会に加入している動物病院(右表参照)では、4月1日(金)～30日(土)に予防注射と注射済票の交付を同時に受けることができます(予防注射費用の他に、注射済票の交付手数料550円が必要です)

### ◆ 屋外会場集合注射の延期

市内の公園など屋外会場での「集合注射」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、延期します。今後、感染状況などを見ながら実施の有無を含め調整などを図ります。集合注射での接種を予定されていた方にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆ 病気などで狂犬病予防注射が受けられない場合

獣医師から、狂犬病予防注射の実施が困難な状態である旨の「診断書」の交付を受け、健康課で手続きをしてください(郵送可)。

#### 📄 提出物 ①診断書(動物病院発行) ②注射済票交付申請書(黄色の用紙)

※注射済票の発行はありません。②は前年度に診断書の提出があった場合も送られますのでご了承ください。

📄 提出先 健康課予防係(郵送の場合は〒203-0033、滝山4-3-14、同係宛て郵送を)

表 注射・済票交付・新規登録ができる動物病院

病院名	所在地	電話番号 (市外局番042)
いそべ動物病院	中央町4-8-10	471・0031
かざま動物病院	中央町2-6-50	453・8111
田中動物病院	東本町4-9	474・0533
トオヤ動物病院	中央町1-1-49	473・7078
くるめ動物病院	八幡町3-3-12	477・3443
どんぐり動物病院	下里5-9-15	475・5562

